

第21回議会改革協議会 協議概要

- 1 日 時 平成 28 年 12 月 9 日（金）
午前 10 時 00 分から午前 11 時 13 分まで
- 2 会 場 議会棟 3 階 第 1 委員会室
- 3 出席者 （委 員）向後委員長、白鳥副委員長、
麻生委員、岩井委員、植草委員、小川委員、近藤委員、
三瓶委員、中村委員、福永委員、松坂委員、村尾委員、
山本委員
（事務局）大木事務局長ほか
- 4 傍聴者 （議 員）岩崎議員
（一般傍聴者）なし
（報道関係）なし

5 協議事項及び協議結果

（1）議会基本条例の検討について

前回の会議では、自民党から提案のあった予算の確保に関する条項を、条例案の第 20 条に第 2 項として盛り込む修正案について、各会派に持ち返し、議論して行くこととなっていた。

全会派が修正案の賛成であり、予算の確保に関する条項を条例案に盛り込むことと決定した。それ以外の修正はないことが確認され、最終の条例案が確定した。なお、字句や句読点等の微調整については、正副委員長一任となった。

続いて、条例案の市民への公表について、前回の協議内容を踏まえて修正した委員長案が改めて提示され、意見交換が行われた。主な意見は次のとおり。

- ・ 市民への公表は条例案の議決後に行えばよい。その後、制定した条例に対して市民から意見があれば、その都度、議会内で協議していけばよい。
- ・ 議決前に途中経過という形で条例案を市民に公表した方がよいのではないか。
- ・ この会議で議論を積み重ねた結果、成案として条例案ができたことを経過報告という形で公表することとし、市民から意見があったときには、それが条例案を法令違反とする等の致命的なものならば、この会議で協議し、それ以外のものならば、正副委員長一任で処理すればよいのではないか。
- ・ 正副委員長の主導で進めていただいてもかまわない。
- ・ ホームページの運営管理を行っている広報委員会にうまく引き継げるようにしてもらいたい。

この結果、条例案を来年 1 月からホームページに掲載して市民に公表することが了承された。なお、詳細な掲載内容については、正副委員長一任となった。

（2）予算・決算審査特別委員会 5 分科会審査について

前回の会議において 5 分科会審査の開催方法の委員長案を提示することとなっており、委員長から

- ① 財政局の先行審査は実施しない

② 分散開催とする

という案が示され了承された。

その後、協議の結果、分散開催の方法は、隔日開催（５分科会を総務分科会・保健消防分科会と、環境経済分科会・教育未来分科会・都市建設分科会の２グループの分け、各グループを交互に２日間ずつ開催する）とし、実施時期は、来年第１回定例会の予算審査特別委員会の５分科会審査からとすることに決定した。

（３）反問（反論）権について

現在、先例では、当局が質疑や一般質問を行った議員に対し、その趣旨確認をすることが認められている。

これ以外に、いわゆる反論権（当局が議員発議や議員提案に対して反論できる権利）まで認めるべきか否かについて、前回の会議で各会派に持ち返り、議論してることとなっていた。その報告を受け、意見交換をした。

主な意見は次のとおり。

- ・ 先例により質疑や一般質問の趣旨確認が認められている中で、議会運営上困った問題は生じていないので、反論権まで認める必要はない。
議員発議や議員提案には、必要があれば市長が議員に質疑できるようにすればよい。その場合に質疑を事前通告制にすれば、充実した議論が期待できる。
- ・ 現時点では、反論権まで認める必要はない。
- ・ 一問一答方式による質疑や一般質問の中で、当局が答弁の際に反対意見を述べている場合がある。現状を変更する必要はない。
- ・ 議論を深めるためには、当局が反論できることが重要である。以前から反論権を認めるべきと主張している。反論権の詳細な運用は、今後実施する中で、必要に応じて決めていけばよい。

その後、協議の結果、反論権は認めないことと決定した。

（４）議員（委員）間討議について

議員（委員）間討議は、以前の議会改革推進協議会で策定した「議会政策形成基本フロー」において、政策立案時に実施して、議論を深めて条例案を作成することとなっている。

また、今回作成した議会基本条例案の第１０条第２項においても、委員会において活発な委員間討議を行うことを定めている。

協議の結果、これらの方法により今後とも議員（委員）間討議を実施していくべきとの結論になった。

（５）次回の開催日程について

第２２回協議会は、平成２９年１月３０日（月）午前１０時から開催することとなった。